

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計（A）		
負 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき

算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあつては、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{+ 算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第十七号（第三十四条の四十関係）

20 cm 以上	← 30cm 以上 →
	銀行代理業者許可票 銀行代理業 許可番号 金融庁長官（ ） 第 号 （財務（支）局長） （銀行代理業者の商号、名称又は氏名） （所属銀行の商号）

（記載上の注意）

- 1 「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、すべての所属銀行の商号を記載すること。
- 2 銀行法第 52 条の 6 第 1 項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可の受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 4 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、改正法附則第 3 条第 1 項の規定により許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、同項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。

銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 銀行代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

- 3 所属銀行等

所属銀行名	銀行代理業再委託者名		銀行代理業の業務の内容
	委託契約 年 月 日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

- 1 「所属銀行名」欄は、当期末現在における所属銀行（銀行法第2条第16項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。
- 2 「銀行代理業再委託者名」欄は、銀行代理業再委託者（銀行法第52条の58第2項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて銀行代理業を営むときに限り、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び銀行代理業の許可番号を記載すること。
- 3 「銀行代理業の業務の内容」欄は、所属銀行のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。

- 4 使用人の状況

	使用人
総 数	名

（記載上の注意）

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。

2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 事務所の状況

名 称	所 在 地	所属銀行名	銀行代理業の業務の内容

(記載上の注意)

1 「所属銀行名」欄及び「銀行代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属銀行のために銀行代理業を営むときは、当該所属銀行ごとに記載すること。

2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 銀行代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属銀行名	流動性預金				定期性預金		合計 (その他を含む。)	
			うち当座預金					
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所属銀行名	流動性預金		定期性預金	合計 (その他を含む。)
	件数	件数	件数	件数
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、銀行法第2条第14項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属銀行ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属銀行名	消費者向け貸出金	事業者向け貸出金	合 計

	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における銀行法第2条第14項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属銀行ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介金額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(銀行法施行規則第34条の37第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属銀行名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況

(単位：千円)

所属銀行名	手数料

合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属銀行（銀行代理業再受託者（法第 52 条の 58 第 2 項に規定する銀行代理業再受託者をいう。）にあつては、銀行代理業再委託者）から得た銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。

銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日

主たる営業所

又は事務所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 許可年月日及び許可番号

（記載上の注意）

銀行法第 52 条の 61 第 1 項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を記載すること。

2 銀行代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属銀行等

所属銀行名	銀行代理業再委託者名		銀行代理業の業務の内容
	委託契約 年 月 日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

1 「所属銀行名」欄は、当期末現在における所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。

2 「銀行代理業再委託者名」欄は、銀行代理業再委託者（銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて銀行代理業を営むときに限り、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び銀行代理業の許可番号を記載すること。

3 「銀行代理業の業務の内容」欄は、所属銀行のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	使用人	所属銀行名	銀行代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属銀行名」欄及び「銀行代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属銀行のために銀行代理業を営むときは、当該所属銀行ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 銀行代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属銀行名	流動性預金				定期性預金		合計 (その他を含む。)	
			うち当座預金					
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属銀行ごとに記載すること。

②代理

(単位：件)

所属銀行名	流動性預金		定期性預金	合計 (その他を含む。)
	うち当座預金			
	件数	件数	件数	件数
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、銀行法第2条第14項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属銀行ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における銀行法第2条第14項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属銀行ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介金額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(銀行法施行規則第34条の37第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属銀行名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結

の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所属銀行名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属銀行（銀行代理業再受託者（法第 52 条の 58 第 2 項に規定する銀行代理業再受託者をいう。）にあつては、銀行代理業再委託者）から得た銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第四条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第四条の五第二項第十八号」を「第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項及び第二十五条の十六第四号」に改める。

第四条の見出し中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同条中「規定する業務の代理」の下に「又は媒介」を加え、同条第一号の二中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号を同条第一号の三とし、同条第一号中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第

二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

第四条第二号から第五号までの規定中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第四条の三第一項第一号中「又はその子会社」を「、その子会社」に改め、「以下同じ。」の下に「又は第三項各号に掲げる者」を加え、同条第八項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又はその子会社」を「、その子会社又は第三項各号に掲げる者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第十三条の二第二項第十一号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行（当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社（長期信用銀行又は法第十六条の二第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限

り、当該長期信用銀行及びその特定子銀行（当該長期信用銀行の子会社のうち、法第十三条の二第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二 当該長期信用銀行の長期信用銀行集団（当該長期信用銀行及びその子会社の集団又は当該長期信用銀行の特定子銀行及び当該長期信用銀行の特定子銀行以外の子会社の集団をいう。第四号において同じ。）

三 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団（当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は法第十六条の二第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号において同じ。）

四 当該長期信用銀行又はその特定子銀行、長期信用銀行持株特定子銀行、長期信用銀行集団若しくは長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 長期信用銀行等

ロ 長期信用銀行等集団

ハ 長期信用銀行持株会社集団

ニ 銀行の銀行持株会社集団

4 前項第四号に規定する「長期信用銀行等」、
「長期信用銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集
団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 長期信用銀行等 次に掲げる者

イ 長期信用銀行又は銀行（これらの子会社のうち、銀行業を営む外国の会社を含む。）

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

二 農林中央金庫（その子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

二 長期信用銀行等集団 前号に規定する長期信用銀行等及びその子会社の集団又は当該長期信用銀行等の子銀行等（当該長期信用銀行等の子会社のうち、銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該長期信用銀行等の子銀行等以外の子会社の集団

三 銀行持株会社集団 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に定めるものを除いたもの

第四条の四第一項中「第六条前段」を「第六条第一項」に、「第五条の六第七項」を「第五条の六第九項」に改める。

第四条の五第二項第一号の三中「第三号」の下に「及び第十三号」を加え、同号を同項第一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号

から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

第四条の五第二項第一号の二を同項第一号の四とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の四に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の四に掲げる業務を除く。）、又は農林中央金庫の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合にあつては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

第四条の五第二項第一号を次のように改める。

一 長期信用銀行、銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

第四条の五第二項第二号中「行うもの」の下に「（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「第二項第二十四号」を「前項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「前項第三十九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第四条の六の二第二号中「及び第五条第二項」を「、第五項第二号及び第六項第二号」に改め、同条第三号中「及び第五項第三号」を「、第五項第三号及び第六項第三号」に改める。

第五条の二第一項中「に規定する」を「の規定により同項に規定する」に改め、「届出書（」の下に「以下この項及び」を加え、「当該届出書」を「当該長期信用銀行議決権保有届出書」に改め、「金融庁長官等」を「金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分」を「次の各号に掲げる場合及びその区分」に改め、同項第一号

中「以下この条」の下に「並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号」を、「五日」の下に「(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二第二項第一号において同じ。)」を加え、「から一月を経過した日」を「を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合に於ては、長期信用銀行議決権大量保有者になつた日から一月を経過した日)」に改め、同項第二号中「当該長期信用銀行議決権大量保有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者となつた者」に改め、「含む。次号」の下に「並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号」を加え、同項第三号中「当該長期信用銀行議決権大量保有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者となつた者」に、「長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日」を「長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合に於ては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日)」に改める。

第五条の六第七項中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「又はその子会社」を「、その子会社又は第一項各号に掲げる者」に改め、同項を同条第八項

とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「第四条の三第三項」を「第四条の三第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十六条の四第一項第十号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（当該長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

二 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第四条の三第三項第四号に掲げる者

ロ 他の長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団

ハ 銀行持株会社の銀行持株会社集団

2 前項第二号ハに規定する「銀行持株会社集団」とは、銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは

第六号に掲げる会社を含むものをいう。

第五条の九の次に次の一条を加える。

(財産的基礎)

第五条の九の二 法第十六条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第二十五条の第十四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項及び次条において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 個人 三百万円

二 法人 五百万円

2 次に掲げる者は、法第十六条の六第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属長期信用銀行(法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下同じ。)(当該個人が長期信用銀行代理業再委託者(銀行法

第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を

受けて長期信用銀行代理業（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む場合は、当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。）が長期信用銀行代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 地方公共団体

第九条第五項を削る。

第十条第三項を削る。

第十条の二第二項第一号中「及び第九号」を削る。

第十条の三を削る。

第十一条を次のように改める。

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等）

第十一条 長期信用銀行は、銀行法第八条第三項の規定により銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約（以下この条において「委託契約」という。）の締結又は当該委託契約

の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした長期信用銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした長期信用銀行の自己資本の充実の状況が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした長期信用銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該委託契約の締結の相手方（以下この条において「外国長期信用銀行代理業者」という。）が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ 人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

ハ 他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

三 当該申請をした銀行が当該外国長期信用銀行代理業者の委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

3 前項第二号に掲げる基準に適合するか審査をするときは、第二十五条の十六各号に掲げる事項に配慮するものとする。

4 金融庁長官等は、第一項の規定による委託契約の終了の認可の申請があつたときは、当該外国長期信用銀行代理業者の委託業務に係る顧客に係る取引が当該申請をした長期信用銀行の他の営業所又は他の金融機関等へ支障なく引き継がれる等当該外国長期信用銀行代理業者の委託業務に関する顧客に著しい

影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

第十二条第一項第一号中「この条、第十二条の三及び第十二条の四において」を削る。

第十二条の四の四の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条中「預金」の下に「又は資金の貸付けの業務」を、「別に定める者」の下に「（資金の貸付け（長期信用銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）」を加える。

第十二条の四の七の次に次の一条を加える。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第十二条の四の八 長期信用銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているか

を検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要が

ある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

第十二条の五中「リスクの説明」の下に「並びに犯罪を防止するための措置」を加え、「この条において」を削る。

第十三条の二第一項中「預金又は定期積金」を「預金等」に改める。

第十三条の十一の次に次の二条を加える。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第十三条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、長期信用銀行が不当に取引を行うことを条件として信用を供与し、又は信用

の供与を約する行為ではないものとする。

(長期信用銀行の業務に係る禁止行為)

第十三条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。)

三 顧客に対し、長期信用銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

第十四条第二項第二号中「(代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第十五条第一項中「(代理店の営業所を含む。)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 長期信用銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合(前項に該当する場合を除く。)は、当

該營業所について営業時間の変更をすることができる。

一 当該營業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二 当該營業所の顧客の利便を著しく損なわない場合

三 当該營業所が当座預金業務を営んでいない場合

第十五条の二第二項第二号及び第三号中「又はその代理店」を削り、同項第四号中「代理店」を「委託を受けて当該銀行の業務を営む者の当該業務を営む」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者（銀行法第五十二条の六十一第

二項の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該長期信用銀行のために営む長期

信用銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い長期信用銀行の業務の全部又は一部を休止する場

合

第十五条の二第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又はその

「代理店」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二 当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該長期信用銀行のために営む長期信用銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

第十六条第九号中「第四条の三第五項」を「第四条の三第七項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 長期信用銀行又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

第十六条に次の二項を加える。

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第十八条第一項中「貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第四号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の二）」を「中間貸借対照表等（同項に規定する中間貸借対照表等をいう。）は、別紙様式第四号の二」、貸借対照表等（同項に規定する貸借対照表等をいう。）は、別紙様式第四号の三（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の四）」に改め、同条第四項中「貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第五号」を「中間連結貸借対照表等（同項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。）は、別紙様式第五号、連結貸借対

照表等（同項に規定する連結貸借対照表等をいう。）は、別紙様式第五号の二に改める。

第十八条の二第一項中「次に掲げる事項」の下に「（中間営業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからへまで、第二号、第三号ロ（1）、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）」を加え、同項第一号に次のように加える。

ホ 当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該長期信用銀行代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該長期信用銀行代理業者が当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は

事務所の名称

へ 外国における銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項

(1) 当該受託者の商号、名称又は氏名

(2) 当該受託者が当該長期信用銀行のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所

又は事務所の名称

第十八条の二第一項第三号イ中「直近の」の下に「中間営業年度又は」を加え、同号ロ中「直近の」の

成に係る期間をいう。以下同じ。)又は直近の五連結会計年度」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

第十八条の三第三号中「直近の」の下に「二中間連結会計年度又は」を加え、同号イを次のように改める。

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結
剰余金計算書又は連結剰余金計算書

第十八条の三第三号ハを次のように改める。

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第十八条の三第三号へ中「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書」を「中間連結貸借
対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結
剰余金計算書」に改める。

第十八条の四第一項中「当該長期信用銀行の」の下に「中間営業年度及び」を加え、「当該営業年度の
翌営業年度」を「当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度」に改め、同条の次に

次の一条を加える。

第十八条の五 長期信用銀行は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該長期信用銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第二十条を次のように改める。

（長期信用銀行がその経営を支配している法人）

第二十条 銀行法第二十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子法人等（当該長期信用銀行の子会社を除く。）とする。

第二十一条第九号中「代理店」を「当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所」に改める。

第二十一条の二第九号中「代理店」を「当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所」に改める。

第二十四条中「預金又は定期積金」を「預金等」に改める。

第二十五条の二第一項中「銀行法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書」を「銀行法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）」に、「当該報告書」を「当該変更報告書」に改め、同条第二項中「（法第十六条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 銀行法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合（法第十六条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。）

法第十六条の二第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加し又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加又は減少した場合に限る。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知つた日から一月を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日のいずれか早い日

第二十五条の二の二第一項中「銀行法第五十二条の四第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書」を「銀行法第五十二条の四第一項の規定により長期信用銀行議決権保有届出書を提出すべき者」に、「の規定による変更報告書」を「の規定により変更報告書」に、「当該届出書又は当該報告書」を「当該長期信用銀行議決権保有届出書又は当該変更報告書」に改め、同条第二項第二号中「保険事業」を「保険業」に、「第二条第四項に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者」を「第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を営む者」に改め、同条第五項中「同条第一項に規定する」を「同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき」に改め、同条第

六項中「次の各号に掲げる場合の区分」を「次の各号に掲げる場合及びその区分」に改め、同項第四号中「規定による」を「規定により提出され、又は提出されるべき」に、「の基準日」を「の後の基準日」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「規定による」を「規定により提出され、又は提出されるべき」に改め、同条第七項中「銀行法第五十二条の四第三項に規定する基準日」を「基準日」に改める。

第二十五条の三第九号中「第五条の六第四項」を「第五条の六第六項」に改める。

第二十五条の六中「第四条の三第三項」を「第四条の三第五項」に改める。

第二十五条の八第一項中「貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十号」を「中間連結貸借対照表等（同条に規定する中間連結対照表等をいう。第三項において同じ。）は、別紙様式第十号、連結貸借対照表等（同条に規定する連結貸借対照表等をいう。第三項において同じ。）は、別紙様式第十号の二」に改め、同条第三項中「貸借対照表及び損益計算書」を「中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等」に改める。

第二十五条の八の二第一項中「次に掲げる事項」の下に「（中間説明書類にあつては、第一号イ及び二、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号イ中「直近の」の下に「中間営

業年度又は」を加え、同号口中「直近の」の下に「三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の」を加え、同号口(3)を次のように改める。

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

第二十五条の八の二第一項第四号中「直近の」の下に「二中間連結会計年度又は」を加え、同号イを次のように改める。

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結
剰余金計算書又は連結剰余金計算書

第二十五条の八の二第一項第四号ハを次のように改める。

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第二十五条の八の二第一項第四号へ中「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書」を「
中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計
算書又は連結剰余金計算書」に改め、同条第二項中「(代理店を含む。以下この条において同じ。)」を
削り、同条第三項中「貸借対照表及び損益計算書」を「中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算

書又は損益計算書」に改める。

第二十五条の八の三第一項中「当該長期信用銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）」を「当該長期信用銀行持株会社の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内）」に、「当該営業年度の翌営業年度」を「当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の八の四 長期信用銀行持株会社は、四半期ごとに、銀行法第五十二条の二十九第三項に規定する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は銀行の預金者その他の顧客が当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第二十五条の十一の次に次の三十二条を加える。

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の

氏名並びに業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法）

第二十五条の十三 銀行法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第十六条の五第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の用途を含む。）

二 取り扱う法第十六条の五第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 長期信用銀行代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する長期信用銀行代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十三に規定する長期信用銀行代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して長期信用銀行代理業を営む場合 顧客が当該長期信用銀行代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 兼業業務（長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を営む場合 長期信用銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。

）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る

。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号に該当しないことを誓約する書

面及び役員が第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員

が誓約する書面

三 所属長期信用銀行の委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときは、当該所属長期信用銀行との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案

四 長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときは、当該長期信用銀行代理業再委託者との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該長期信用銀行代理業再委託者が当該再委託について所属長期信用銀行の許諾を得たことを当該所属長期信用銀行が誓約する書面

五 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（長期信用銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）に係る前事業年度の別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度

に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社

商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

九 長期信用銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び長期信用銀行代理業に関する組織図を記載した書面

十二 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面

十三 長期信用銀行代理業の運営に関する社内規則等

十四 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む長期信用銀行代理業の業務運営を指揮する所属長期信用銀行の営業所の名称を記載した書面

十五 長期信用銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第二十五条の十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置、廃止若しくは位置変更に関する事項
- 二 長期信用銀行代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 長期信用銀行代理業の営業日及び営業時間に関する事項
- 四 次に掲げる長期信用銀行代理業者の行為を禁ずる規定
 - イ 所属長期信用銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属長期信用銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属長期信用銀行及び当該取引先以外の者のために利用する行為
 - ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する長期信用銀行代理業者の責任に関する事項
- 六 長期信用銀行代理業の再委託に関する事項
- 七 所属長期信用銀行による監督、監査又は報告徴求に関する事項
- 八 契約の期間、更新及び解除に関する事項

九 長期信用銀行代理業の内容並びに長期信用銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する長期信用銀行代理業再委託者と長期信用銀行代理業再受託者との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「長期信用銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属長期信用銀行」とあるのは「所属長期信用銀行及び長期信用銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。
- 二 第五条の九の二第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀行代理業開始後三営業年度又は三事

業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当するなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所を長期信用銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる

特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与

しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務を併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において長期信用銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場